

監査論

【科目別講評】

12月試験と比較した場合、出題形式や出題数に変更はないが、難度については、12月試験の出来を考慮してやや抑えめに調整されていると思われる。とはいえ、比較的細かい知識を要する出題も少なくないため、平均点が大きく跳ね上がるようなこともないであろう。合格のためには6割強の得点が必要となると思われる。

	【配点】	【難易度】	【出題内容】
問題 1	5 点	B	二重責任の原則
問題 2	7 点	A	一般基準
問題 3	5 点	C	公認会計士の義務と責任
問題 4	5 点	A	金融商品取引法監査制度
問題 5	5 点	A	会社法監査制度
問題 6	6 点	C	監査における不正リスク対応基準
問題 7	5 点	A	四半期レビュー
問題 8	6 点	A	内部統制監査
問題 9	6 点	A	監査の品質管理
問題10	5 点	B	一般に公正妥当と認められる監査の基準
問題11	5 点	C	公認会計士の守秘義務
問題12	6 点	B	監査手続
問題13	6 点	B	リスク・アプローチ
問題14	6 点	B	特別な検討を必要とするリスク
問題15	6 点	B	監査証拠
問題16	5 点	B	グループ監査
問題17	6 点	B	監査報告
問題18	5 点	A	継続企業の前提

問題 1

正解

4

難易度

B

【出題内容】

二重責任の原則

【解 説】

ア. 誤っている記述である。被監査会社の財務情報システムの整備及び管理業務は、財務書類を自ら作成していると認められる業務として監査証明業務との同時提供が制限される業務に該当し、当該業務を受託することは、二重責任の原則に抵触する（公認会計士法施行規則6条1項2号参照）。

イ. 正しい記述である。

ウ. 正しい記述である。

エ. 誤っている記述である。不適正意見を表明する場合であっても、財務諸表の作成責任についての記載は行う。

以上より、正しい記述はイ、ウであり、正解は4となる。

問題 2

正解

6

難易度

A

【出題内容】

一般基準

【解 説】

ア. 誤っている記述である。継続的専門研修制度は、法令によって義務づけられている（公認会計士法28条参照）。

イ. 誤っている記述である。財務諸表に重要な虚偽の表示が含まれていることが監査の終了後に明らかになった場合であっても、必ずしも監査人が公正不偏の態度を保持できなかったことを意味しない。

ウ. 正しい記述である。

エ. 正しい記述である。倫理規則6条3項参照

以上より、正しい記述はウ、エであり、正解は6となる。

問題 3

正解

3

難易度

C

【出題内容】

公認会計士の義務と責任

【解 説】

ア. 正しい記述である。公認会計士法施行令7条1項4号参照

イ. 誤っている記述である。公認会計士が共同監査を行っている場合において、他の公認会計士が病気により業務を行うことができなくなったことは、単独監査を行うやむを得ない事情に該当することから、この場合、ただちに新たな公認会計士を補充して、共同監査を行うことは義務とされない（同法施行規則11条1項2号参照）。

ウ. 誤っている記述である。公認会計士が虚偽又は不当の証明を行った場合に課される課徴金は、看過した虚偽表示の金額ではなく、監査報酬を基準として算出される（同法31条の2第1項参照）。

エ. 正しい記述である。同法29条、30条1項参照

以上より、正しい記述はア、エであり、正解は3となる。

問題 4

正解

1

難易度

A

【出題内容】

金融商品取引法監査制度

【解 説】

ア. 正しい記述である。金融商品取引法24条1項4号参照

イ. 正しい記述である。同法193条の2第7項参照

ウ. 誤っている記述である。内部統制監査報告書は、財務諸表に対する監査報告書と一体となつて有価証券報告書に含めて提出されることになる。

エ. 誤っている記述である。四半期レビューについても四半期レビュー概要書を提出する必要がある（監査証明府令5条参照）。

以上より、正しい記述はア、イであり、正解は1となる。

問題 5

正解

2

難易度

A

【出題内容】

会社法監査制度

【解 説】

ア. 正しい記述である。会社計算規則 148 条参照

イ. 誤っている記述である。会計監査人は、内部統制システムの整備に関する取締役会の決定又は内容が相当か否かについて監査を行う義務はない。

ウ. 正しい記述である。会社計算規則 132 条参照

エ. 誤っている記述である。取締役が監査役の選任に関する議案を株主総会に提出する場合には、監査役全員ではなく、過半数の同意を得れば足りる（会社法 343 条参照）。

以上より、正しい記述はア、ウであり、正解は2となる。

問題 6

正解

3

難易度

C

【出題内容】

監査における不正リスク対応基準

【解 説】

ア. 正しい記述である。同基準の設定前文二 4 (3)①，同基準第二 3 参照

イ. 誤っている記述である。不正リスクに関する知識や情報は、監査実施の責任者と監査チームの主要な構成員との間で共有することが求められ、監査チームのすべての構成員が共有することは義務付けられない（同基準第二 4 参照）。

ウ. 誤っている記述である。被監査会社と被監査会社の関連当事者との間に事業上の合理性が不明瞭な資金の貸付契約が存在することは、不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況の例である（同基準付録 2. 2 (3)参照）が、当該状況が存在するのみで、直ちに不正による重要な虚偽の表示の疑義が存在すると判断することが強制されるわけではない。

エ. 正しい記述である。同基準第二18参照

以上より、正しい記述はア、エであり、正解は3となる。

問題 7

正解

3

難易度

A

【出題内容】

四半期レビュー

【解 説】

- ア. 正しい記述である。四半期レビュー基準「第三 報告基準」6 参照
- イ. 誤っている記述である。四半期レビューにおいても、結論の報告に際して、必ず経営者確認書を入手しなければならない。
- ウ. 誤っている記述である。監査における不正リスク対応基準は四半期レビューには適用されない（監査における不正リスク対応基準の設定前文二 3 (3)参照）。
- エ. 正しい記述である。四半期レビュー基準の平成21年改訂前文二 2 参照

以上より、正しい記述はア、エであり、正解は3となる。

問題 8

正解

4

難易度

A

【出題内容】

内部統制監査

【解 説】

- ア. 誤っている記述である。財務報告に係る内部統制に開示すべき重要な不備があったとしても、内部統制報告書に、当該開示すべき重要な不備に関する適切な記載がある場合、監査人は、内部統制報告書が適正である旨の意見を表明することとなる。そのため、内部統制報告書が適正である旨の監査人の意見には、被監査会社の内部統制には開示すべき重要な不備がないことについて合理的な保証を得たとの判断は含まれない。
- イ. 正しい記述である。
- ウ. 正しい記述である。
- エ. 誤っている記述である。被監査会社に対する助言・指導の一環として、内部統制の不備に関連した指摘を行うことは認められる。

以上より、正しい記述はイ、ウであり、正解は4となる。

問題 9

正解

3

難易度

A

【出題内容】

監査の品質管理

【解 説】

- ア. 正しい記述である。品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」A40項参照
- イ. 誤っている記述である。監査上の判断の相違が解決しない限り、監査報告書を発行してはならない（監査に関する品質管理基準第八・三3，同報告書43項参照）。
- ウ. 誤っている記述である。大規模監査法人の筆頭業務執行社員等に該当する審査担当者が当該被監査会社の審査業務に関与することができるのは、「5」会計期間までである（公認会計士法34条の11の4，同法施行令19条参照）。
- エ. 正しい記述である。監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」18項，A22項参照

以上より、正しい記述はア，エであり、正解は3となる。

問題10

正解

4

難易度

B

【出題内容】

一般に公正妥当と認められる監査の基準

【解 説】

- ア. 誤っている記述である。日本公認会計士協会の監査に関する実務指針には、同協会による監査に関する研究報告や研究資料は含まれない（監査基準委員会報告書(序)「監査基準委員会報告書の体系及び用語」3項参照）。
- イ. 正しい記述である。監査基準の平成14年改訂前文二1，3参照
- ウ. 正しい記述である。監査に関する品質管理基準の設定前文二参照
- エ. 誤っている記述である。監査における不正リスク対応基準は、法令により準拠が求められている場合に一般に公正妥当と認められる監査の基準を構成するものであり、法令によって強制されない限り、公認会計士がこれを遵守することは求められない（監査における不正リスク対応基準の設定前文二3(2)参照）。

以上より、正しい記述はイ，ウであり、正解は4となる。

問題11

正解

2

難易度

C

【出題内容】

公認会計士の守秘義務

【解説】

ア. 正しい記述である。倫理規則 6 条 8 項 2 号ハ参照

イ. 誤っている記述である。公認会計士は、潜在的な依頼人や雇用主から得た情報についても守秘義務を負う（同規則 6 条 4 項参照）。

ウ. 正しい記述である。同規則 6 条 8 項 3 号ニ、監査基準委員会報告書 900 「監査人の交代」 15 項なお書き参照

エ. 誤っている記述である。公認会計士が所属する監査法人を変更した場合に、以前の経験を活かすことは否定されないが、業務上知り得た情報を利用することは守秘義務違反となる（同規則 6 条 7 項参照）。

以上より、正しい記述はア、ウであり、正解は 2 となる。

問題12

正解

3

難易度

B

【出題内容】

監査手続

【解説】

ア. 正しい記述である。監査基準委員会報告書 501 「特定項目の監査証拠」 3 項(1)、A 6 項参照

イ. 誤っている記述である。監査の最終段階で実施される分析的手続の結果から得られた結論は、財務諸表の個別の構成単位又は構成要素について監査中に形成された結論を裏付けることが意図されており（同報告書 520 「分析的手続」 A16項参照）、当該分析的手続は、個別の構成単位又は構成要素についての結論を形成すること自体を目的としない。

ウ. 誤っている記述である。実査は、現物を伴う資産について実施されるものであり、無形資産の評価の妥当性に関する監査証拠を入手することはできない（同報告書 500 「監査証拠」 A14 項、A16項参照）。

エ. 正しい記述である。同報告書 580 「経営者確認書」 4 項参照

以上より、正しい記述はア、エであり、正解は 3 となる。

問題13

正解

6

難易度

B

【出題内容】

リスク・アプローチ

【解 説】

- ア. 誤っている記述である。監査人自身のビジネス・リスクは、監査リスクに含まれない（監査基準委員会報告書200「財務諸表監査における総括的な目的」A32項参照）。
- イ. 誤っている記述である。固有リスクは、一般的な経済環境に影響される（同報告書A37項参照）。
- ウ. 正しい記述である。同報告書A36項参照
- エ. 正しい記述である。同報告書A41項参照

以上より、正しい記述はウ、エであり、正解は6となる。

問題14

正解

2

難易度

B

【出題内容】

特別な検討を必要とするリスク

【解 説】

- ア. 正しい記述である。監査基準委員会報告書240「財務諸表監査における不正」31項参照
- イ. 誤っている記述である。収益取引が単一の形態で単純なものである場合には、監査人は収益認識に関連する不正による重要な虚偽表示リスクはないと結論付けることがある（同報告書25項、A28項参照）。そのため、収益認識に関連するアサーションについての重要な虚偽表示リスクを常に特別な検討を必要とするリスクとして識別しなければならないわけではない。
- ウ. 正しい記述である。同報告書550「関連当事者」17項参照
- エ. 誤っている記述である。特別な検討を必要とするリスクに対応する実証手続に詳細テストを含めなければならないのは、当該リスクに実証手続のみで対応する場合に限られる（同報告書330「評価したリスクに対応する監査人の手続」20項参照）。そのため、運用評価手続を実施するのであれば、分析的実証手続のみによることができる場合も考えられる。

以上より、正しい記述はア、ウであり、正解は2となる。

問題15

正解

6

難易度

B

【出題内容】

監査証拠

【解 説】

- ア. 誤っている記述である。帳簿上の買掛金残高に対して行った確認に対する回答は、網羅性ではなく実在性に関する監査証拠となる（監査基準委員会報告書 500「監査証拠」A27項参照）。
- イ. 誤っている記述である。被監査会社が作成した情報を監査証拠として利用するに当たり、当該情報の作成と管理に関する内部統制の運用評価手続を実施することはあるが、義務とはされない（同報告書A50項参照）。
- ウ. 正しい記述である。同報告書A31項参照
- エ. 正しい記述である。

以上より、正しい記述はウ、エであり、正解は6となる。

問題16

正解

6

難易度

B

【出題内容】

グループ監査

【解 説】

- ア. 誤っている記述である。構成単位の財務諸表の監査において識別した特別な検討を必要とするリスクについて、グループ監査においても特別な検討を必要とするリスクとして識別することは義務付けられない。
- イ. 誤っている記述である。構成単位の監査人は、グループ財務諸表上で修正又は開示することが要求される可能性のある当該構成単位の後発事象を識別するための手続の実施を、グループ監査チームから求められることがある（監査基準委員会報告書 600「グループ監査」37項参照）。
- ウ. 正しい記述である。同報告書40項(7)参照
- エ. 正しい記述である。同報告書22項参照

以上より、正しい記述はウ、エであり、正解は6となる。

問題17

正解

5

難易度

B

【出題内容】

監査報告

【解 説】

ア. 誤っている記述である。正当な理由による会計方針の変更に関する強調事項は、利用者が財務諸表を理解する基礎として重要であると監査人が判断した場合に記載され、常に記載しなければならないわけではない。

イ. 正しい記述である。監査基準委員会報告書 560「後発事象」9項参照

ウ. 誤っている記述である。この場合、不適正意見ではなく、意見不表明の原因事由となる。

エ. 正しい記述である。同報告書 705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」27項、同報告書 706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」8項参照

以上より、正しい記述はイ、エであり、正解は5となる。

問題18

正解

2

難易度

A

【出題内容】

継続企業の前提

【解 説】

ア. 正しい記述である。監査基準の平成21年改訂前文二2参照

イ. 誤っている記述である。継続企業の前提に関する強調事項を監査報告書に記載する場合、経営者の対応策の実行可能性に関する監査人の評価結果を記載することは認められない（監査基準委員会報告書 570「継続企業」A20項参照）。

ウ. 正しい記述である。

エ. 誤っている記述である。継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合のみでは財務諸表上の注記は要求されないため、監査人の限定付適正意見又は不適正意見の原因事由とはならない（同改訂前文二1参照）。

以上より、正しい記述はア、ウであり、正解は2となる。